

## 浜松市上下水道部徴収金に係る補填金支払要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、瑕疵ある徴収に関する行為に基づき納付された市の徴収金のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令の規定によっては還付又は返還をすることができないもの（以下「還付不能金」という。）について、補填金を支払うことにより、還付不能金を負担した者の不利益を解消し、もって行政に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「市の徴収金」とは、次に掲げる徴収金をいう。

- (1) 浜松市水道事業給水条例（昭和33年浜松市条例第18号）第25条第1項に規定する水道料金（これに相当する浜北市水道条例（昭和39年浜北市条例第1号）、天竜市水道事業給水条例（昭和50年天竜市条例第10号）、細江町給水条例（平成10年細江町条例第9号）、引佐町給水条例（平成10年引佐町条例第10号）又は三ケ日町給水条例（平成10年三ケ日町条例第12号）に規定する徴収金を含む。以下「水道料金」という。）
- (2) 浜松市水道事業給水条例第35条の2第1項に規定する加入金（これに相当する浜北市水道条例、天竜市水道事業給水条例、細江町給水条例、引佐町給水条例及び三ケ日町給水条例に規定する徴収金を含む。以下「加入金」という。）
- (3) 浜松市下水道条例（昭和37年浜松市条例第21号）第14条に規定する使用料（これに相当する浜北市下水道条例（平成3年浜北市条例第8号）、天竜市下水道条例（平成6年天竜市条例第41号）、舞阪町下水道条例（平成2年舞阪町条例第1号）、雄踏町下水道条例（平成2年雄踏町条例第24号）、細江町下水道条例（平成10年細江町条例第7号）、引佐町下水道条例（平成8年引佐町条例第14号）、春野町下水道条例（平成11年春野町条例第10号）及び佐久間町下水道条例（平成8年佐久間町条例第22号）に規定する徴収金を含む。）
- (4) 浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年浜松市条例第32号）第1条に規定する負担金（これに相当する浜北市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成3年浜北市条例第7号）、天竜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成6年天竜市条例第42号）、雄踏町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成2年雄踏町条例第25号）、細江町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年細江町条例第8号）、引佐町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成8年引佐町条例第15号）、引佐町特定環境保全公共下水道事業受益者分担に関する条例（平成9年引佐町条例第20号）、三ケ日町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成17年三ケ日町条例第9号）、春野町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例（平成11年春野町条例第11号）及び佐久間町下水道事業分担金

徴収条例（平成8年佐久間町条例第23号）に規定する徴収金を含む。）

2 この要綱において「瑕疵ある徴収に関する行為」とは、賦課処分その他の市の徴収金の額を決定し、又はその納付義務の履行を請求する行為のうち次に掲げるものをいう。

(1) 国家賠償法（昭和22年法律第125号）その他関係法令の規定により違法性が認められる可能性があるもの

(2) その他取消し又は市の徴収金の額を減少させる必要があると認められるもの  
(法的根拠)

第3条 補填金は、地方自治法第232条の2の規定により支出する。

(支払対象者)

第4条 補填金の支払いを受けることができる者（以下「支払対象者」という。）は、還付不能金の納付義務者（当該者について相続その他の一般承継があった場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）とする。

(補填金の額等)

第5条 補填金の額は、次条の規定により補填金の支払いの対象となる還付不能金の額及びこれに対する利息相当額の合計額とする。

2 前項の利息相当額は、当該還付不能金の納付日（納付日が確認できない場合にあっては、その納期限。以下この項において同じ。）の翌日から第11条第1項の規定により補填金の支出を決定した日までの期間（第10条第2項本文又は同条第3項本文の規定により期限を定めて書類の提出を求めた場合において、当該期限後に書類の提出があったときは、当該期限を超えた部分を除く。）の日数に応じ、当該還付不能金の額にその納付日における法定利率（民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率をいう。）を乗じて計算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

3 前項の規定による法定利率の適用については、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの利率とする。

4 2以上の納期又は分割納付（地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によることとされる地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第3項に規定する徴収の猶予、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6第1項の規定による履行延期の特約その他の事由により2回以上に分割して納付することをいう。以下同じ。）に係る市の徴収金につき還付不能金が生じた場合には、その還付不能金については、その還付不能金の額に相当する市の徴収金に達するまで、納付日（納付日が確認できない場合にあっては、その納期限（分割納付の場合において他の納付日が確認できるときは、当該納付日のうち最も遅い日）。以下この項において同じ。）の順序に従い最後の納付日に係る金額から順次さかのぼって求めた金額からなるものとみなして、前3項の規定を適用する。この場合において、第2項中「その納期限」とあるのは、「その納期限（分割納付の場合において他の納付日が確認できるときは、当該納付日のうち最も

遅い日)」とする。

(補填金の対象となる還付不能金)

第6条 補填金の支払いの対象となる還付不能金は、第9条の規定による調査の申出があった日又は還付不能金が生じていると思料した日のいずれか早い日から10年をさかのぼった日までの間に納期限(納期を分けている場合にあつては、最初の納期に係る期限をいう。)が到来した還付不能金とする。

2 前項に規定する期間は、支払対象者が所持する領収書等により還付不能金があることが確認できたときは、更に10年を限度としてさかのぼることができる。

3 補填金の支払いの対象となる還付不能金の額は、地方自治法その他関係法令の規定を適用することとしたならば生じることとなる過誤納金に相当する額とする。この場合において、当該還付不能金の納付に対して前納報奨金(浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例第11条に規定する納期前納付報奨金その他の納期前に市の徴収金を納付した者に報奨として交付される金員をいう。)が交付されているときは、当該前納報奨金に相当する額を控除する。

(適用除外)

第7条 前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該還付不能金に対する補填金の支払いはしない。

(1) 還付不能金が納付した者の虚偽その他不正な手段により生じたものである場合

(2) その他還付不能金に対する補填金の支払いが公益上不相当と認められる場合

(相殺の禁止)

第8条 補填金に係る債権と市に対する債務で金銭の給付を目的とするものとは、相殺することができない。

(調査の申出)

第9条 支払対象者に該当すると思料する者は、還付不能金調査申出書(第1号様式)又は口頭により、水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に還付不能金に関する調査の申出をすることができる。

(調査の開始等)

第10条 管理者は、前条の規定による調査の申出があつたとき又は還付不能金が生じていると思料するときは、還付不能金の有無、補填金の支払いの適否、支払対象者となるべき者等について調査する。

2 管理者は、前項の規定による調査の結果、補填金を支払う必要があると認めた場合において、還付不能金の納付義務者(個人に限る。)に相続その他の一般承継があり、かつ、その相続人その他の一般承継人が2以上あるときは、当該一般承継人のいずれかに対し、補填金の受領代表者について(第2号様式)により、相当の期限を定めて、代表者届出書(第3号様式)の提出を求めるものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 管理者は、第1項の規定による調査の結果、補填金を支払う必要があると認めた場合において、還付不能金の納付義務者（法人に限る。）に合併又は分割（当該補填金に関わる事業の全部を承継する場合に限る。以下この項において同じ。）があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により設立した法人若しくは分割により当該補填金に関わる事業の全部を承継した法人に対し、補填金の受領者について（第4号様式）により、相当の期限を定めて、商業登記簿の謄本その他の当該合併又は分割の事実を証する書面の提出を求めるものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（補填金に係る決定等）

第11条 管理者は、前条第1項の規定による調査の結果、補填金を支払う必要があると認めたとき（同条第2項本文又は同条第3項本文の規定により書類の提出を求めた場合にあつては、当該書類の提出があったとき）は、遅滞なく、支払対象者、補填金の額その他補填金の支払いに関し必要な事項を決定し、補填金支払通知書（第5号様式）に補填金の額の算定方法等を記載した書類を添えて支払対象者に通知する。

2 前項の場合においては、相当の期限を定めて、当該支払対象者に次の書類の提出を求めるものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 口座振替依頼書（第6号様式）

(2) その他管理者が必要があると認める書類

3 管理者は、第1項の規定による決定をしようとする場合において、その決定が水道料金又は加入金に関するものであるときは、それらに関する還付又は返還の請求権の消滅時効を援用する旨を決定しておかなければならない。

（補填金の支払時期）

第12条 補填金の支払いは、前条第1項の規定による通知後（同条第2項本文の規定により書類の提出を求めた場合にあつては、当該書類の受領後）速やかに行う。

（文書の保存年数）

第13条 補填金の関係文書の保存年数は、10年とする。

（還付との関係）

第14条 支払対象者が、地方自治法第231条の3第4項の規定によりその例によることとされる地方税法第17条の規定による還付又は不当利得による返還（補填金の支払いの対象となる還付不能金と同一種類の市の徴収金に係るものに限る。）の対象者と同一であるときは、当該還付又は返還に関する事務と補填金の支払いに関する事務とは同時期に行うものとする。

（細目）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月29日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。
  - (1) 浜松市水道料金過誤納金補填金支払事務取扱要領（平成6年4月1日施行）
  - (2) 浜松市下水道使用料等過誤納金補填金支払要綱（平成8年5月16日施行）
  - (3) 浜松市下水道使用料等過誤納金補填金支払事務取扱要領（平成8年5月16日施行）
- 3 管理者は、この要綱の施行後3年以内に、瑕疵ある徴収に関する行為に相当する行為に基づき納付された浜松市下水道条例第31条第1項に規定する利用料金のうち民法その他関係法令の規定によっては還付することができないものを負担した者の下水道事業に対する信頼の確保が図れるよう、当該者の不利益を解消するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

第1号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所（所在地）  
申出者 氏名（名称及び代表者氏名）  
電話番号

還付不能金調査申出書

市の徴収金について、次のとおり還付不能金があると考えられますので調査を行うよう求めます。

市の徴収金の種類	
対象物件の所在地	
該当期間	
理由	

第2号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者



補填金の受領代表者について

次の被承継人（納付義務者）に係る還付不能金に関して補填金をお支払いするにあたり、承継人の代表者を定めていただく必要があります。

つきましては、同封の代表者届出書に必要事項を記入し、押印の上、次の期限までに提出願います。

1 被承継人（納付義務者）

住所

氏名

2 還付不能金の種類及び額

※補填金の額は、上記の金額に利息相当額を加算した額になります。

3 提出期限

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

届出者（承継人代表者） 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

代表者届出書

「補填金の受領代表者について」（ 年 第 号）に係る補填金及び関係書類  
について、受領する代表者を次のとおり届け出ます。

なお、当該補填金に関する承継人間の調整については、承継人代表者である私が責任  
をもって対応します。

1 被承継人

死亡年月日	
最終住所	
フリガナ 氏 名	

2 承継人代表者

フリガナ 氏 名		被承継人との関係

3 承継人代表者以外の承継人

承継人代表者に対し、補填金及び関係書類の受領に関する事項を委任します。

住 所	フリガナ 氏 名	被承継人との関係
	⑩	
	⑩	
	⑩	
	⑩	

注 承継人の印は、認印で可とする。ただし、承継人の住所及び氏名は、各々が自書す  
ること。



第4号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者



補填金受領者の確認について

次の被承継人（納付義務者）に係る還付不能金に関して補填金をお支払いするにあたり、被承継人の権利義務の全部を承継していることを確認する必要があります。

つきましては、合併又は分割の事実を証する書類を、次の期限までに提出願います。

1 被承継人（納付義務者）

所在地

名 称

2 還付不能金の種類及び額

※補填金の額は、上記の金額に利息相当額を加算した額になります。

3 提出期限

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者



補填金支払通知書

還付不能金に関して、次のとおり補填金をお支払いすることとなりましたので通知します。

当該補填金の支払いにつきましては、預貯金口座への振込みとさせていただきますので、同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、朱肉により鮮明に押印の上、提出願います。

市の徴収金の種類	還付不能金①	利息相当額②	補填金支払額①+②
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
		合 計	円

※詳細は、別添「 」のとおりです。

なお、預貯金口座への振込みは、口座振替依頼書のご提出後1か月程度かかります。

- 注 1 口座振替依頼書の提出を求めない場合は、第2段落目を削除し、第3段落目中「口座振替依頼書のご提出後」を「この通知の日から」に改めること。
- 2 補填金の対象となる市の徴収金が水道料金又は加入金である場合は、最後に次の段落を追加すること。  
「この通知をもって、あなたが浜松市に対して有する上記市の徴収金（水道料金・加入金）に係る還付（返還）請求権については、消滅時効の援用をします。」
- 3 この注意書きは、名あて人への通知の際、削除すること。

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所（所在地）  
依頼者 氏名（名称及び代表者氏名） ⑩  
電話番号

口座振替依頼書

下記1の補填金の振込口座として、下記2の預貯金口座を指定します。

記

1 補填金

補填金支払通知書（ 年 第 号）に係る補填金

2 預貯金口座

金融機関	銀行 金庫 農協											本店 支店 営業部 出張所		
	金融機関コード				支店コード			預金種別	口座番号					
								普通 当座						

口座名義人	フリガナ	
	氏名（名称）	